５　「【納付済金額】」の欄には、実際に納付した登録料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。
６　「【適正納付金額】」の欄には、当該納付書等において適正に納付すべき登録料の額を記載する。
７　「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する登録料の額を記載する。
８　「【返還金振込先】」の欄には、次の要領で返還金を受けるべき返還請求人又は代理人の銀行口座について記載する。「【金融機関名】」には「○○銀行（金庫）○○支店」のように、「【口座種別】」には「普通預金」又は「当座預金」の別を、「【口座番号】」には「○○○○○○○」のように口座の番号を、「【フリガナ】」には必ず片仮名で口座名義人の振り仮名を、「【口座名義人】」には当該口座の名義人の氏名又は名称をそれぞれ記載する。指定立替納付者による納付においては、【金融機関名】、【口座種別】、【フリガナ】、【口座名義人】及び【口座番号】には「―」のようにハイフンを記載する。
９　「（【返還の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第３項の規定により返還に代えて予納額への加算の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には返還を請求する登録料の予納に係る予納台帳の番号を、「（【加算金額】）」には返還を請求する登録料の額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。
10　「【提出物件の目録】」の欄の「【物件名】」には、代理権を証明する書面等の提出する書類名を記載し、提出する書類がない場合は、「【提出物件の目録】」の欄は設けるには及ばない。
11　その他は、様式第２の備考１から４まで、20から22まで、26、29、31及び40から44まで並びに様式第10の備考２及び５と同様とする。この場合において、様式第２の備考29中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

様式第23（第18条の４関係）

【書類名】　既納手数料返還請求書
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【事件の表示】
　【出願番号】
【返還請求人】
　（【識別番号】）
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　（【識別番号】）
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【返還請求対象書類】
　【書類名】
　【提出日】
【納付済金額】
【適正納付金額】
【返還請求金額】
【返還金振込先】
　【金融機関名】
　【口座種別】
　【口座番号】
　【フリガナ】
　【口座名義人】
【提出物件の目録】
　【物件名】

〔備考〕
１　「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る手数料を納付した者を記載する。
２　「【返還請求対象書類】」の欄の「【書類名】」及び「【提出日】」には、商標登録願、手続補正書、出願人名義変更届、期間延長請求書、審判請求書のように返還を請求する手数料を納付した手続に係る書類名及びその提出年月日を記載する。
３　「【納付済金額】」の欄には、当該手続書類に係る納付した手数料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。
４　「【適正納付金額】」の欄には、当該手続書類において適正に納付すべき手数料の額を記載する。ただし、商標法第77条第２項において準用する特許法第18条の２第１項の規定による却下処分に係る場合は、「【適正納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
５　「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する手数料の額を記載する。
６　その他は、様式第２の備考１から４まで、20から22まで、26、29、31及び40から44まで、様式第10の備考２及び５、様式第11の備考１並びに様式第22の備考３、４、８及び10と同様とする。この場合において、様式第２の備考29中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

（特許登録令施行規則の一部改正）

第五条　特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（代理権の証明） **第十三条の五**　登録の申請をする者の代理人の代理権は、書面（委任状については、その写しを含む。）をもつて証明しなければならない。 ２　［略］	（代理権の証明） **第十三条の五**　登録の申請をする者の代理人の代理権は、書面をもつて証明しなければならない。 ２　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

様式第十一及び様式第十八を次のように改める。